

## 共同企業体発注方式の見直しについて

市内建設事業者の受注機会を確保し、より一層の市内経済の活性化及び市内建設事業者の育成を図る観点から、下記のとおり、建設工事共同企業体の対象工事の見直しを予定しています。

### 記

#### 1 改正内容

本市（上下水道局を含む。）が発注する特定建設工事共同企業体又は市内企業建設工事共同企業体の対象工事となる金額基準について、現行、予定価格1億円以上を対象としているところ、今後は、予定価格9,000万円以上を対象とします。

#### 【特定建設工事共同企業体又は市内企業建設工事共同企業体の対象工事】

現 行	令和4年4月1日以降の公告案件
予定価格が <u>100,000,000円以上</u> の土木工事、建築工事、電気工事、管工事、舗装工事、造園工事、水道施設工事又はその他工事	予定価格が <u>90,000,000円以上</u> の土木工事、建築工事、電気工事、管工事、舗装工事、造園工事、水道施設工事又はその他工事

#### 2 適用開始時期

令和4年4月1日以降に公告する案件から適用します。